

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
	件名 東関東自動車道 磯山高架橋耐震補強工事				
1	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点【提案3】の提案対象範囲について	吊足場および枠組足場の設置・撤去作業における公衆災害防止に関する提案内容は、評価対象に該当するのでしょうか。	評価の対象範囲外です。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	提案2について	・評価対象は既設構造物の未然の損傷防止に関する提案であって、損傷に対する同等性能復旧案に対しては評価の対象とならないのでしょうか	評価の対象範囲外です。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	提案3について	・「公衆災害防止に関する」とありますが、国道357号の通行車(者)への災害防止ととらえて良いのでしょうか?	そのとおりとお考え下さい。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	提案3について	・「公衆災害防止に関する」とありますが、広義の影響と捉え、東関東自動車道橋梁の多数添架物(管)への損傷防止に関する提案も評価の対象となるのでしょうか	評価の対象範囲外です。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4 評価項目①	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目①について、提案範囲は、コンクリートA1-5(RC巻立て)、縁端拡幅工B、落橋防止構造、桁拡幅工Bが対象と考えてよろしいのでしょうか。ご教示ください。	本工事で打設する全てのコンクリートが評価の対象となります。
6	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4 評価項目②	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目②について、提案範囲は、本工事のコンクリートに対するすべて削孔であり、中間貫通鋼材工も対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	中間貫通鋼材工における既設コンクリート構造物の削孔も評価の対象となります。
7	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4 評価項目③	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目③の提案範囲について、以下を質問しますので、ご教示ください。 (1)提案範囲は、二俣高架橋(上り線)、栄町高架橋(上り線)、海老川南橋(上り線)、若松高架橋(上り線)、谷津南高架橋(上り線)でよろしいでしょうか。 (2)二俣高架橋(上り線)、栄町高架橋(上り線)、海老川南橋(上り線)、若松高架橋(上り線)、谷津南高架橋(上り線)での吊足場の設置撤去、枠組足場設置撤去は、提案範囲外と考えてよろしいでしょうか。 (3)二俣高架橋の提案範囲は、P16の縁端拡幅工、P10とP13の落橋防止構造と考えてよろしいでしょうか。 (4)栄町高架橋の提案範囲は、P42、P43、P64、P65の桁拡幅工と考えてよろしいでしょうか。 (5)海老川南大橋の提案範囲は、P80の縁端拡幅工、P77の落橋防止装置工と考えてよろしいでしょうか。 (6)若松高架橋の提案範囲は、P96、P97の桁拡幅工と考えてよろしいでしょうか。 (7)谷津南高架橋の提案範囲は、P120の桁拡幅工と考えてよろしいでしょうか。	(1)そのとおりとお考え下さい。 (2)評価の対象範囲外です。 (3)～(7)吊足場及び枠組足場内で行う全ての施工が評価の対象となります。なお、段差防止構造M S-1、S-2、S-3、S-4、S-5、水平力分担構造P-1、P-2、P-3、P-4、P-5、P-6、P-7、P-8及び横変位拘束構造P-2は除きます。

件名	東関東自動車道 磯山高架橋耐震補強工事				
----	---------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
8	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式 4 評価項目④	様式 4 【技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)】を作成するにあたり、評価項目④の提案範囲について、以下を質問しますので、ご教示ください。 (1) 提案範囲は、臼作高架橋 (上り線)、下小野第二高架橋 (上り線)、多田高架橋 (上り線)、利根川橋 (上り線) の資機材搬入出、足場設置撤去工、縁端拡幅工B、落橋防止構造と考えてよろしいでしょうか。 (2) 下小野第二高架橋 (上り線)、多田高架橋 (上り線)、利根川橋 (上り線) の縁端拡幅工Bのコンクリート打設は、提案範囲外と考えてよろしいでしょうか。	(1) そのとおりとお考え下さい。 (2) 高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業に関する内容であれば評価の対象となります。
9	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式 4 評価項目③	様式 4 【技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)】を作成するにあたり、評価項目③について、対象橋梁、対象橋脚、対象単価項目をご教示ください。	設計図書よりお考え下さい。
10	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式 4 評価項目④	様式 4 【技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)】を作成するにあたり、評価項目④について、対象橋梁、対象橋脚、対象単価項目をご教示ください。	設計図書よりお考え下さい。
11	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式 4 評価項目③	様式 4 【技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)】を作成するにあたり、評価項目③について、以下を質問しますので、ご教示ください。 (1) 栄町高架橋 P40-P44 P63-66、若松高架橋 P95-98 に添架されている高圧電力ケーブルラックは、特記仕様書P10に、令和9年12月迄に移設予定とありますが、高圧電力ケーブルも移設予定と考えてよろしいでしょうか。 また、移設完了後から作業着手できると考えてよろしいでしょうか。 (2) 栄町高架橋 P40-P44 P63-66、若松高架橋 P95-98 には、高圧電力ケーブルが添架されているため、令和9年12月の移設完了まで、すべての作業が着手できないと考えてよろしいでしょうか。	(1) 特記仕様書に記載のとおり高圧電力ケーブルラックのみ移設予定です。 (2) 特記仕様書8-2に記載のとおりです。
12	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式 4 評価項目④	臼作高架橋 (上り線)、下小野第二高架橋 (上り線)、多田高架橋 (上り線)、利根川橋 (上り線) のすべての参考図において、高速道路の本線上で使用されるクレーンは、4t 吊搭載型トラッククレーンとなっております。4t 吊搭載型トラッククレーンのみが、高速道路の本線上で使用できるクレーンで、通常のラフタークレーンを使用することができないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	該当図面は参考図であるため、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。